

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します

☎ 専用ダイヤル (☎93-5191) ID 1009723

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、給付金を支給します。

- 対**
- ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、今回の臨時特別給付金が支給されていない世帯
 - ②令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する人全員の年収見込額が住民税非課税相当と認められる世帯で、給付金が支給されていない世帯
※課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は対象外（令和3年中に扶養を受けていた人も含む）

給付額 1世帯につき10万円

- 申**
- ①確認書を6月下旬に発送しました。内容を確認し、発送日から3カ月以内に返送をお願いします。
 - ②確認書を令和4年1月、2月に発送しました。内容を確認し、速やかに返送をお願いします。
 - ③9月30日(金)までに、申請書（生活福祉課で配布・市HPでダウンロード可）と添付書類を郵送または直接、生活福祉課（〒448-8501 刈谷市役所）へ。

がん患者のウィッグ・乳房補整具購入費を助成します

☎ 保健センター (☎23-8877) ID 1010739

がん患者の社会参加を支援するため、ウィッグや乳房補整具などの購入費用を助成します。

時 7月1日～令和7年3月31日（予定）

助成内容 以下の補整具を購入した費用の2分の1の額（1円未満切り捨て）

※補整具の区分ごとに上限2万円

※令和4年4月1日以降に購入した対象補整具を申請できます。

※外見の変化の起因となるがんの治療を受けた日以降に購入したものに限り。

補整具区分	対象補整具
ウィッグ	かつら、頭皮保護用のネット（かつらと同時に申請する場合に限る）、毛付き帽子（頭皮が接する部分全てに毛を接着したものに限り）
乳房補整具	補整パッド、補整下着（補整パッドと下着が一体となったもの）、人工乳房（肌に直接接着させるものに限り）およびこれらを固定する下着（補整パッドまたは人工乳房と同時に申請する場合に限る）

対 頭髪の脱毛や乳房の変形の起因となるがんの治療を受けた（受けている）人のうち、申請日時点で市内に住民登録がある人

申 対象補整具を購入した日の翌日から1年以内に、①～③の提出書類を郵送または直接、保健センター（〒448-0858 若松町3-8-2）へ。

提出書類 ①交付申請書（保健センターで配布・市HPでダウンロード可）

②外見の変化の起因となるがんの治療を受けたことを確認できる書類の写し

③購入した対象補整具の領収書の原本

注意事項

- ▶ **同じ区分の申請は一度しか行えないため、同一区分の補整具を複数購入した場合はまとめて申請してください。**
- ▶ 過去に県内の他の市町村で助成を受けた補整具と同じ区分の申請はすることができません。
- ▶ 県外の市区町村などで助成を受けた補整具は申請することができません。